

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者 室井 照平 様

余熱利用基本方針検討委員会
委員長 藤原 周史

余熱利用の基本方針について（報告）

このことについては、当委員会における協議を経て、下記の通り取りまとめましたので報告いたします。

1、検討経過について

中間処理施設整備に係る施設整備基本計画にあった別途検討の場として、令和元年6月26日に新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る余熱利用基本方針検討委員会を設置し、新たなごみ焼却施設から発生する余熱を積極的に回収・利用して、建設費の負担のかからない範囲で最大限の発電に利用しながら、余った熱量については「熱エネルギーとしてどのように活用するのか」又は「電気エネルギーとしてどのように活用するのか」等の利用方法や利用の程度について、基本的な考え方を検討してきた。

回	開催年月日	議 題
第1回	令和元年6月26日	(1) 中間処理施設整備に係る施設整備基本計画について (2) 余熱利用の検討について
第2回	令和元年8月9日	(1) 循環型社会形成推進交付金について〔報告事項〕 (2) 余熱利用の方法について
第3回	令和2年4月21日	(1) 新ごみ焼却施設整備に係る主な経過について〔報告事項〕 (2) 余熱利用の基本方針について

2、余熱利用基本方針について

余熱の活用方法については、余熱を利用する施設の形態、規模及び距離等を考慮しながら、蒸気、温水又は高温空気等、若しくは電気のうち、効率的かつ効果的な熱エネルギーの活用方法を選択していく必要があるが、現状において、建設場所や建設費用の確保、維持管理の方法等により、施設の形態や活用方法を選択するのが難しい状況になっている。

また、新たなごみ焼却施設の建設費やその後の運営費にかかる財政負担についても軽減を図らなければならない。

この状況を踏まえ、効率的かつ効果的な熱エネルギーの活用方法として、蒸気、温水又は高温空気等にも幅広く変換できる電気エネルギーを基本とし、余熱利用基本方針を以下のとおりとする。

余熱利用基本方針

- 新たなごみ焼却施設で発生する余熱を積極的に回収し、最大限の発電を行い、施設内の電力を賄うとともに、余剰電力は売電等で有効活用することにより、財政負担の軽減を図る。
- 再生可能エネルギーを活用した発電により、循環型社会形成を推進する。

会津若松地方広域市町村圏整備組合

新ごみ焼却施設整備・運営事業に係る余熱利用基本方針検討委員会 委員名簿

所 属 等	役 職 等	氏 名
かじやしき	区長	いわた せいいち
鍛冶屋敷地区		岩田 清一
ふかがわ	区長	さげ つたえ
深川地区		佐瀬 傳
まくのうち	南四合改善組合 組合長	さげ かずあき
幕内地区		佐瀬 和明
ふかがわきた		あべ けんいち
深川北地区		安部 憲一
ふつかまち	区長代理	こくぶん しんいち
二日町地区		国分 新市
会津若松市区長会	副会長	いしだ みのる
		石田 実
一般財団法人 日本環境衛生センター	環境事業第三部 部長	ふじわら しゅうじ
		藤原 周史
福島県会津地方振興局	県民環境部 主幹兼副部長	すずき ひろたか
		鈴木 宏孝
会津若松市	市民部 部長	もりかわ しんいち
		森川 慎一

※深川地区は令和2年4月21日まで、森川 誠氏。